

令和7年7月31日

主文

後記「事実」欄第2の5記載の原処分を取り消す。

事実

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、後記第2の5記載の原処分の取消しを求めるということである。

第2 事案の概要(本件再審査請求に至る経緯)

本件記録によると、請求人が本件再審査請求をするに至る経緯として、次の各事実が認められる。

- 1 請求人は、a社と称する厚生年金保険法(以下「厚年法」という。)上の適用事業所の事業主である。
- 2 請求人は、令和○年○月○日、a社に使用される厚年法の被保険者Aに対し、技能資格取得報奨金として○円を支給した(以下、請求人がAに支給したこの技能資格取得報奨金を「本件報奨金」という。)
- 3 日本年金機構(以下「機構」という。)は、令和○年○月○日、a社の調査を実施し、本件報奨金を支給したAについて、厚生年金保険被保険者賞与支払届(以下、単に「賞与支払届」という。)を提出するよう指導した。
- 4 請求人は、令和○年○月○日(受付)、前記3の機構の指導に基づき、機構へ賞与支払届を提出した。
- 5 機構は、令和○年○月○日付けで、請求人に対し、届出のあったAの令和○年○月○日分の厚年法に規定する標準賞与額を○円(訂正後決定額)(注:訂正前決定額は○円)と決定する旨の処分(以下「原処分」という。)をした。
- 6 請求人は、原処分を不服として、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経

て、当審査会に対し、再審査請求をした。

第3 当事者等の主張の要旨

(略)

理由

第1 問題点

- 1 厚年法第24条の4には、実施機関は、被保険者が賞与を受けた月において、その月に当該被保険者が受けた賞与額に基づき、これに千円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てて、その月における標準賞与額を決定すると規定されている。

厚年法第3条第1項第4号には、賞与とは、賃金、給料、俸給、手当、賞与その他いかなる名称であるかを問わず、労働者が労働の対償として受ける全てのもののうち、3月を超える期間ごとに受けるものをいうと規定されている。

- 2 「『標準報酬月額』の定時決定及び随時改定の事務取扱いに関する事例集」の一部改正について(令和4年9月5日付け日本年金機構事業管理部門担当理事宛て厚生労働省年金局事業管理課長事務連絡。以下「本件通知」という。)によれば、「報酬」・「賞与」にはどのようなものが含まれるかとの質問(「報酬・賞与の範囲について」の項の問)に対して、具体的事例①では、「現実提供された労働に対する対価に加え、給与規程等に基づいて使用者が経常的(定期的)に被用者に支払うものは、「報酬等」に該当する。労働の提供と対償の支払が時間的に一致する必要はなく、将来の労働に対するものや、病気欠勤中や休業中に支払われる手当であっても労働の対償となり、「報酬等」に該当する。また、雇用契約を前提として事業主から食事、住宅等の提供を受けている場合(現物給与)も「報酬等」に含まれる。」と回答されており、具体的事例④では、「事業主が恩恵的に支給するものは労働の対償とは認められないため、原則として「報酬等」に該当しない。」とされているが、具体的事例⑤では、「恩恵的に支給するものであっても、労働協約等に基づいて支給されるもので、経常的(定

期的)に支払われる場合は、「報酬等」に該当する。」と回答されている。

なお、具体的事例⑥では、「労働の対償として支給されるものであっても、被保険者が常態として受ける報酬以外のものは、「報酬等」に含まれない(支給事由の発生、支給条件、支給額等が不確定で、経常的に受けるものではないものは、被保険者の通常の生計に充てられるものとは言えないため)。ただし、これに該当するものは極めて限定的である。」とされ、大入袋を例として挙げている。

- 3 請求人は、本件報奨金は、福利厚生の一つであり、賞与には当たらないと主張して、原処分の取消しを求めているのであるから、本件の問題点は、本件報奨金が賞与に当たるものとしてされた原処分が上記の法令及び本件通知に照らして適正妥当といえるかどうかである。

第2 事実の認定及び判断

- 1 本件記録及び公開審理の結果によれば、本件報奨金は、本件事業所に適用される「技能資格取得報奨金及び奨励金支給規定」(以下「本件規定」という。)に基づき支給されるもの(以下、この規定に基づく報奨金を「請求人の報奨金」という。)であり、その支給対象者は、自己啓発による技能資格取得者で、資格試験に合格した者に限定され、その報奨金の額は受験料相当額(取得した資格のランクに応じて1万円、7000円、5000円)とされていることが認められる。

- 2 本件通知によれば、報酬とは「労働の対償として経常的かつ実質的に受けるもので、被保険者の通常の生計に充てられるすべてのもの」とされているところ、請求人の報奨金は、自己啓発により資格試験の受験をし、合格した者に限定した上で、受験料相当額の範囲で支給されるものであって(なお、本件規定によれば、会社指名による受験の場合には業務としての取扱いがされ、請求人の報奨金を支給しないとされていることが認められる。)、このことからすると、該当する試験の受験者が、どれだけ多くの時間を受

験の準備に費やしたとしても、合格しなければ支給されないものであり、合格したとしても受験料相当額の範囲で1回限り支給されるものであるから、請求人の報奨金が労働の対償に相当するものとして経常的に支払われるものに該当するとはいい難く、むしろ、福利厚生として一時的に支給されるものに該当するといふべきである。

- 3 これに対し、保険者は、請求人の報奨金については、本件規定に定めがあることを理由に、「報酬等」に該当すると主張しているが、請求人の報奨金が「経常的(定期的)に支払われる」ものであることを基礎付ける事情については明らかにされているとは認め難く、本件において提出された全資料によってもこれを認めることができないというほかはない。
- 4 そうすると、本件報奨金が賞与に当たるものとしてされた原処分については、適法かつ妥当であるということができないから、請求人の再審査請求には理由があるものとして、原処分を取り消すのが相当である。そして、保険者においては、改めて上記の判断に沿った処分をすべきである。
- 5 以上の理由によって、主文のとおり裁決する。